

スマホ・パソコン(インターネット)申告のメリット

- ①税務署などの申告相談に出掛ける必要も待ち時間もなし！
- ②確定申告期間中は24時間利用可能！
- ③e-Taxでの提出(マイナンバーカード方式、ID・パスワード方式)の場合、確定申告書の印刷や添付資料の省略が可能。3週間程度で早期還付※！

※書面提出の場合、1カ月半程度(目安)

メリットいっぱい！
なるべくe-Taxが
郵送でご申告ください。

A-1 スマホ・パソコン(インターネット)で申告

確定申告書等作成コーナー **検索** または右記二次元コードを読み取る

→国税庁ホームページ「作成コーナートップ」にアクセス



「作成開始」を選択

提出方法を選択

| e-Taxで提出 | | 印刷して書面で提出 |
|---|---|--|
| マイナンバーカード方式 必要なもの ●マイナンバーカード ●マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォン | ID・パスワード方式 マイナンバーカードを持っていない方でも利用できます。事前に税務署でID・パスワードを発行する必要があります。 | 「A-2」スマホ・パソコン(インターネット)で申告書を作成し、郵送で申告 を参照ください。 |

※取得済みのID・パスワードは「ID・パスワード方式の届出完了通知」で確認できます。
 ※ID・パスワード取得の際は、税務署での対面による本人確認が必要です。運転免許証などの顔写真付きの本人確認書類をお持ちください。
 ※ID・パスワード方式は暫定的な対応です。早めにマイナンバーカードを取得してください。

あとは画面の案内に従って入力するのみ

「スマホ申告day」開催します

あなたのスマホでの確定申告を市職員がサポートします。(申告・操作をするのは、申告者ご自身です)

日時: 2月23日(祝)午前9時30分～正午

場所: 市役所1階コミュニティルーム

対象: **B**市の申告会場で申告可能な確定申告対象者の方
 持物: スマートフォン、マイナンバーカード、その他申告に必要な持ち物(広報よしかわ2月号でご案内します)

申込: 1月15日(日)から2月22日(木)までに、右記二次元コードから申し込み



初めての自宅申告Q & A

Q1 間違った内容で申告をした場合、訂正できますか？

A 申告期限内(3月15日(金)まで)であれば、再度作成して送信することができます(最後に送信したデータが優先されます)。

Q2 スマホやパソコンでの申告の場合、申告書の控えを残すことはできますか？

A 申告書作成完了後に、控えのデータをPDF形式で保存できます。

A-2 スマホ・パソコンで申告書を作成し、郵送で申告

スマホやパソコンで作成した申告書を印刷し、郵送などで提出することもできます。

ご自宅にプリンターがない方は、申告書データをPDF形式で保存できますので、コンビニエンスストアなどのプリントサービス(有料)をご利用ください。

e-Tax・作成コーナーの操作などに関する問合せ:e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901

確定申告などに関する問合せ:越谷税務署 ☎965-8111

国税庁 確定申告特集

検索